

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第2回》

《裁判員制度》 ～司法における国民参加～

平成21年5月から「裁判員制度」が実施されています。
法律の事なんかわからないから、私が選ばれることはない。

・・・と置いていたら大間違い！！

裁判員は特別な資格や知識、経験などがなくても、選挙権がある人ならば誰でもなることができます。

だから、私たちも20歳を過ぎたら裁判員に選ばれるかもしれないのです。

もし、裁判員に選ばれたらどうすればいいの・・・？

東中野図書館ではそんな不安を解消するべく、「裁判員制度」を第2回のテーマとして取り上げていきます。

「裁判員制度」に関して多くの資料を取り揃えましたので、是非ご覧ください。

☆展示期間：平成23年8月27日(土)～10月26日(水)

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581



裁判員制度

20歳以上はみな裁判員に選ばれるかも・・・



裁判員制度の始まり

裁判員というのは、法律の専門家ではない一般の人達が裁判官と一緒にって裁判を行う制度です。20歳以上の人にはみな裁判員に選ばれるかもしれません。

平成16年5月28日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」という名前の法律ができ、略して「裁判員法」といいます。これまでの裁判は裁判官が1人で担当したり、とくに重要な事件や複雑な事件は、3人の裁判官がいっしょに話し合っで担当していました。

裁判員制度では、裁判員6人と裁判官3人が一緒にって、一つの裁判を担当します。ただし、被告人（裁判を受ける人）が最初から罪を犯したことを認めていて証拠などもはっきりしているような場合は、裁判員4人と裁判官1人で担当することもできます。

裁判員の仕事

裁判員は、地方裁判所で行われる最初の裁判だけを担当します。高等裁判所や最高裁判所では、これまでどおり、裁判官だけによる裁判が行われます。

裁判員が担当するのは、すべての裁判ではなく、刑罰の重い刑事事件の裁判だけです。刑事裁判は刑法などの法律でやってはいけないこととして決められている犯罪を犯した疑いのある人を裁くものです。裁判員が参加するのは、この刑事裁判の中でもとくに罪が重い事件に限られています。たとえば、人を殺したとき、強盗をして人にけがをさせたり死亡させてしまったときなどの事件が裁判員によって裁かれます。

裁判員は、検察官の説明や出してくる証拠や証人が、十分に信用できるかどうか、しっかりと話を聞き、判断しなければなりません。見たり聞いたりした証拠や証言などに基づいて、裁判官と一緒に9人全員で話し合い、知恵を出し合っで、事件が本当はどういうものであったかを判断し、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合は、どういふ刑罰にするかを決めます。



集中審理と公判前(こうはんぜん)整理手続き

新聞などを見ると、難しい事件では何年もかかる裁判がありますが、裁判員裁判は、普通の人仕事や学校を休んで参加するのですから、何年どころか何ヶ月もかけることはできません。そのために取り入れられたのが、裁判を毎日続けて開く「集中審理」というやり方です。これまでの裁判では、ひと月に1度か2度、あるいは2、3ヶ月に1回開くだけということが多かったのですが、これを改めて、3回なら3日間で終わるように続けて行うことにしたのです。

また、法廷で裁判を開くことを公判といいますが、その公判を開く前に、裁判官、検察官、弁護人が集まって、裁判をどのようにすすめていくのか、先に計画を立てるのが、「公判前整理手続き」です。裁判の進行や何を問題として取り上げるかを決める大事なことなので、被告人も出席することができます。

裁判員が参加する第1回目の公判で、検察官と弁護人はそれぞれ自分側の主張をまとめて述べる「冒頭陳述」というものを行います。これも両方の言い分をまとめて聞いて、裁判で何が問題なのかを裁判員が理解しやすいようにする工夫です。



70歳以上の人、病気などで裁判所まで行くのが無理な人など特別な理由があれば、辞退することができます。

あなたが裁判員に選ばれたら

裁判所から最初にやってくるのは、裁判員の候補者名簿に名前が載りましたという連絡の手紙です。このときは特に何かをする必要はありませんが、ひょっとしたら自分が裁判員に選ばれるかもしれないという意味ですから、家族や仕事関係者などにも話しておいたほうがよいかもしれません。

そして、候補者名簿の中からさらに抽選をし、選ばれた人に裁判所に来るように手紙を出します。これには、何月何日何時までにどこの裁判所に来てくださいと書いてありますので、指定された通りに裁判所に行く必要があります。

裁判所では、裁判員の仕事やこれから裁判をする事件の内容などについて裁判官や係の人から説明を受けます。さらには、裁判官から質問を受け、知り合いなどではないことや公平に裁判ができるかどうかを確認されます。裁判官の面接の後、6名の裁判員が選ばれ、名前が呼ばれます。

何度かくじ引きや質問を受けたりしてきましたが、これでいよいよほんとうに裁判員です。

裁判員裁判で初の死刑判決

2010年11月16日横浜地方裁判所で行われた裁判員裁判で初の死刑判決が下されました。この裁判では弁護側は起訴内容を争わず、強盗殺人罪の法定刑である死刑と無期懲役のどちらを選択するかが争点でした。死刑の主文を言い渡した後、裁判長は「判決は重大な結論となった。裁判所としては被告に控訴することを勧めたい」と呼びかけたのは記憶に新しいと思います。

裁判員裁判で死刑はどのように決めるのか？

裁判員6人と裁判官3人の計9人が非公開の「評議」で話し合います。（※評議・・・裁判員と裁判官の議論のこと）

法廷で見聞きしたすべての証拠を検討して、有罪か無罪か、有罪ならどんな刑の重さがふさわしいかを決めます。過去の類似した事件での刑の重さが、裁判官から示されることもあります。

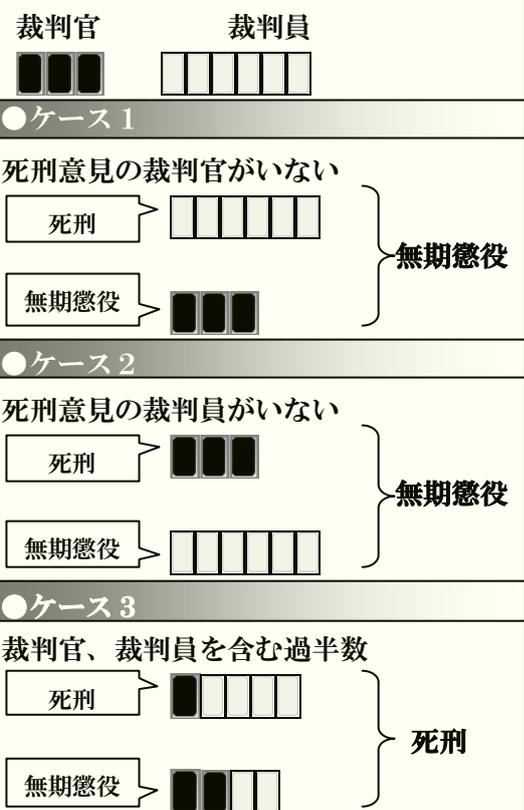
全員一致の結論が望ましいですが、議論を尽くしても意見がまとまらない場合もあります。そのときは多数決となり、裁判員も裁判官と同じ1票を持ちます。問題は、死刑か無期懲役かで意見が分かれた場合です。

右のケース1のように6人の裁判員全員が死刑という意見でまとまっても裁判官が3人も無期懲役と主張すれば、死刑ではなく無期懲役となります。

逆にケース2のように3人の裁判官全員が死刑で一致しても死刑意見の裁判員がいない場合も無期懲役となります。

死刑とするには過半数の賛成が必要で、その中に裁判官が少なくとも1人はいなければなりません。ケース3のように裁判員4人と裁判官1人が死刑と主張すれば「5対4」と意見が拮抗していても死刑となるのです。

死刑かどうかを決める多数決の仕組み



出典：裁判員制度研究会／著『イラストで学べる裁判員制度 第1巻』汐文社、2007年
 裁判員制度研究会／著『イラストで学べる裁判員制度 第2巻』汐文社、2008年
 船山泰範／【ほか】著『裁判員法』ナツメ社、2008年

オススメ展示図書

『裁判員時代に死刑を考える』

郷田 マモラ／【ほか】著
岩波書店
2011年



《内容紹介》

裁判員裁判が始まり、死刑判決のケースが出てきている。

「死刑とは？」を問いかける漫画家と、裁判員裁判取材し続けるジャーナリストが、死刑の基準、判例、裁判員が死刑判決にかかわることについて対談。関連資料も多数収録。

『実践！Q&A裁判員裁判』

裁判員裁判実務研究会
／編著
ぎょうせい
2009年



《内容紹介》

裁判員裁判の一連の流れをQ&A形式でわかりやすく丁寧に解説。

模擬裁判等の経験をもとに、裁判員選任の質問例、交互尋問例、評議の運用例なども掲載する。

『名作映画から学ぶ裁判員制度』

坂和 章平／著
ザ・ブック
2010年



《内容紹介》

「名作映画」で裁判に強くなろう！

「十二人の怒れる男」

「それでもボクはやってない」など、

法廷ドラマを描いた名作映画を通して、裁判員としてのあるべき姿や心がまえなどを伝授する。

『裁判員の教科書』

橋爪 大三郎／著
ミネルヴァ書房
2009年



《内容紹介》

立派に裁判員のつとめを果たしたいと考える人へ向けて、刑事裁判の仕組みや、実際の裁判での注意点などを解説。

いまの裁判員制度や日本の刑事裁判の問題点、日本社会の特徴についても述べる。

テーマ展示【裁判員制度】

書名	著者名	出版者名	出版年
市民を陥れる司法の罟	木村 朗/著	南方新社	2011
ビギナーズ刑事政策	守山 正/[ほか]編著	成文堂	2011
ロスの青い空	草刈 保広/著	竹林館	2011
死刑とむきあう裁判員のために	福井 厚/編著	現代人文社	2011
法の世界	角田 猛之/著	晃洋書房	2011
アメリカの陪審制度と日本の裁判員制度	大蔵 昌枝/著	エディックス	2011
裁判員裁判と死刑判決	小早川 義則/著	成文堂	2011
役割体験学習論に基づく法教育	井門 正美/著	現代人文社	2011
法廷傍聴へ行こう	井上 薫/著	法学書院	2011
刑事事件お助けガイド	矢野 輝雄/著	緑風出版	2010
取調べの「全面可視化」をめざして	江副 浩正/[ほか]著	中央公論新社	2010
マンガ版刑事裁判入門	石原 豊昭/監修	自由国民社	2010
人は人を裁けるか	真田 芳憲/著	佼成出版社	2010
裁判員制度のような裁判員制度でない話	尚古 道英/著	星雲社	2010
裁判員と死刑制度	伊藤 和子/[ほか]著	新泉社	2010
Q&A少年事件と裁判員裁判	加藤 幸雄/[ほか]編著	明石書店	2009
裁く技術	森 炎/著	小学館	2009
裁判員のための記憶と証言の心理	榎本 博明/著	おうふう	2009
冤罪はいつまで続くのか	浅野 健一/[ほか]著	花伝社	2009

↓この本読んで！イチオシ本！！

『裁判長！桃太郎は「強盗致傷」です！』
小林 剛/監修 永岡書店 2010年

桃太郎、かぐや姫、ヘンゼルとグレーテルに、ブレーメンの音楽隊...。
日本の刑法で裁いてみたら、おとぎ話は凶悪犯罪者の宝庫だった！
紙上で展開される架空の裁判から、現代の刑法と裁判員制度を読み解く。

★オススメポイント★

昔話の登場人物が、実際の裁判のように原告と被告に分かれ、主張し合う。
楽しみながら裁判について学べてしまう本。昔話15話・世界の童話13話収録。



☆このリストのほかにも多数取り揃えております☆

裁判員制度について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

- ★主たるキーワード : 裁判員制度 裁判員 裁判員法
- ★関連するキーワード : 陪審制 司法制度改革 刑事裁判 刑事訴訟法
- ★その他キーワード : 被告人 弁護士 検察官 公判前整理手続き 集中審理

2. 裁判にかかる専門用語を調べる

裁判に関する用語の意味を調べてみましょう。

☆図書資料で探す

『コンパクト法律用語辞典』 尾崎哲夫／著 自由国民社 320. 3才

- ・・・基本的な法律用語約2900語を、「です・ます」調でやさしく解説。法学一般の基本的な概念を理解するための用語や、六法などの「これだけは知っておきたい」キーワードを厳選し、横組みレイアウトで50音順に掲載。

『法律用語がわかる辞典』 尾崎哲夫／著 自由国民社 320. 3才

- ・・・六法・主要法分野の基本用語約2700語を具体例などを用いてやさしく解説し、コンパクトにまとめた辞典。50音順の用語配列ですばやく引ける。平成21年1月1日までの重要な法改正をふまえた第5版。

3. 雑誌で調べる（中央図書館で閲覧可能）

関連する雑誌で判例の背景等について調べてみましょう。



☆雑誌で探す

『判例時報』（旬刊：月3回） 判例時報社

- ・・・最も一般的な判例紹介誌。
主要な裁判所判例及び重要な下級審判例の全文を掲載しており、冒頭にその判例の背景、要旨、意義等についての解説が付されている。

『ジュリスト』（半月刊） 有斐閣

- ・・・「判例時報」誌と並ぶ判例紹介誌のひとつ。
社会現象と法律実務を結ぶ法律総合雑誌であり、論文の掲載が多いのが特徴。

4. 判例について調べる

実際にどのような裁判が行われているのか調べてみましょう。

☆図書資料で探す

『有斐閣判例六法 平成23年度版』 井上正仁／編集代表 有斐閣 320.9㊦

- ・・・判例を主要な法令の条文ごとに整理要約し、「カタカナ法令」を平仮名化した携帯六法。判例約11900件、法令98件を掲載。

『判例セレクト』 法学教室編集室／編 有斐閣 320.9㊦

- ・・・判例を主要な法令の条文ごとに整理要約し、「カタカナ法令」を平仮名化した携帯六法。判例約11900件、法令98件を掲載。

☆インターネットで探す

『裁判例検索』 最高裁判所 <http://www.courts.go.jp>

- ・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。最高裁判所判例集及び下級裁判所判例集については過去3ヶ月以内、知的財産裁判例集については過去1ヶ月以内の各判決の一覧を表示。

5. インターネットを活用する

インターネットで裁判員制度について調べてみましょう。



『裁判員制度』 最高裁判所 <http://www.saibanin.courts.go.jp>

- ・・・最高裁判所による裁判員制度の実施状況やQ&Aなどが閲覧できる。

『よろしく裁判員』 法務省 <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN>

- ・・・法務省ホームページ内において様々な情報が閲覧できる。裁判員制度開始当日の（平成21年5月21日）の総理大臣談話などの動きも掲載。

『裁判員制度』 日本弁護士連合会

http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/index.html

- ・・・クイズ形式で裁判員制度について勉強できるほか、裁判員制度に関する語句解説も掲載。

『裁判員制度に関する世論調査』 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html>

- ・・・裁判に対する関心や国民の司法参加に関する認識などの世論調査。平成21年6月調査。

『裁判員制度 for キッズ』 最高裁判所

<http://www.saibanin.courts.go.jp/kidz/index.html>

- ・・・中高生向けに分かりやすく裁判員制度について説明。

え、この法律が！



Vol.2【自分の証拠は隠滅OK?】

犯罪の証拠を隠したりすると、原則として刑法の「証拠隠滅罪」として罰せられます。これは捜査する人に迷惑をかけるからと考えられますが、「証拠隠滅罪」には、大きな例外があります。

刑法 第104条（証拠隠滅等）

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造もしくは変造の証拠を使用した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

条文を見ると、「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、・・・」とあります。「他人」と限定されているため、「自分の刑事事件」の証拠を自分で隠したりしても罰せられないということになります。

では、なぜ刑法は「他人の刑事事件」と限定したのでしょうか？
一般的には、「自己の刑事事件の場合、当事者のため期待可能性がない」と説明されています。「期待可能性」を簡単に説明すると、「行為者にとって適法な行為を選択できること」です。「自己の刑事事件」の場合、事件の当事者であるから「証拠を隠さないでいる」ことは無理ということなんです。

Vol.3【沈黙禁止！裁判官はおしゃべりほど優秀】

「沈黙は金、雄弁は銀」ということわざをご存知でしょうか？
上手にしゃべるよりも、黙っているほうが説得力があるという意味です。
しかし、裁判官は黙ってはいけません。



裁判所法 第76条（意見を述べる義務）

裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

裁判官には意見を言う義務があるのです。おそらく「裁判官はお互いに意見を出し合うことで妥当な結論を導きなさい」という趣旨の規定だと思われます。

しかし、どんな意見でもいいとしたら、裁判官はとりあえず「それでいいです」と言っていればよいということにもなってしまいそうですね。